



案内パンフレット

Information brochure



社会福祉法人
都城市社会福祉協議会

Miyakonojo city Council of Social Welfare

目次

社協とは	p1
地域福祉課	p2, 3
生活支援課	p4, 5
在宅福祉課	p6, 7
子育て応援課	p8, 9
点字図書館	p10, 11
総務課	p12, 13
全国と都城市の沿革	p14, 15
採用情報	p16
都城市社協概要	p17
研修制度、福利厚生など	p18
都城市ってこんなところ	p19



自分たちが暮らしていきたい

地域を一緒に作りませんか？

「社会福祉協議会」という言葉を聞いたことはありますか？
略して社協しゃきょうと言います。社会福祉法に基づき、すべての市町村に設立されている組織です。社会福祉協議会では、高齢者や障がい者の支援はもちろん、子育てや生活に困っている方、地域でさまざまな活動をしているボランティア団体やNPO団体の支援も行っています。

「福祉」とは⑤だんの④らしの③あわせだと言われますが、皆さんの普段の暮らしを幸せにするために私たち社会福祉協議会があります。福祉について学んでいる人も、学んだことがない人も自分のことだと考えて、ぜひ一緒に都城市社会福祉協議会で働きましょう！



わたしたちの仲間になって
一緒に働きましょう！



地域福祉課



ここに注目！ 全国的にも珍しい取り組みを行う地域福祉課

1. 商業施設での出張ボランティア相談

ボランティアセンター※¹は、社協のフロントです。そこで、出張ボランティアセンター（通称 まちなかボラセン）を月に1回、都城市内の商業施設にて開設しています。土曜日に開設することで、普段は相談に来ることができない学生やボランティアに関心のある方の相談に応じることも可能になります。毎月、ワークショップも行っていますのでボランティア相談以外にも多くの方に楽しんでいただいています。



2. 各地区に1人ずつの担当制

都城市にある15の地区に「地区社協」※²を置き、そこに1人ずつ担当者を配置しています（地区担当制）。地区担当者は、各地区の困りごとの解決や必要なサービスの開発のため、毎週開設されている地区社協に出向き、地域の方と一緒に担当地区について考えています。



※¹ ボランティアセンターとは、地域や職場、学校においてボランティアに関する需給調整を行い、ボランティアの活性化を図る組織です。

※² 地区社協とは、福祉推進の自主組織であり、中学校区内のあらゆる民主団体やボランティアが参画し、身近な支え合いや助けあい活動を行っており、市社協は活動の支援を行っています。

職員の声

やりがいや魅力が溢れる仕事です！



地区ワーカー

貴島 健太さん

平成 30 年 4 月入職

「普段の・暮らしの・幸せ」が福祉であり、誰かの幸せのためにできる仕事はやりがいや魅力に溢れていると感じています。「福祉って、高齢者の介護をすること」とよく誤解されます。しかし、福祉とは子どもから高齢者、障がい者までどんな方へも関わることができるんです。

私は、スポーツ系の学科から福祉の道に進みました。この仕事は、人の想いを形にする仕事だと思っています。先輩職員も上司もみな優しく教えてくださいたい人ばかり。一緒に楽しく働き、住みよい地域づくりを行いましょ！



出会った人から学び、大きく成長できます

私は、在宅の高齢者に対し、日常生活上の軽易な援助（掃除、洗濯、調理など）を行う生活援助員を派遣する「生活おたすけサービス事業」を担当しています。在宅の高齢者の自立した生活の継続を目的とし、利用者と援助員がどちらも安心して活動できるよう、地域の関係者と連携しながら活動開始までの調整や話し合いを行っています。

毎日が勉強ですが、自分の担当する事業で利用者や援助員が楽しく活動されている様子や喜びの声をお聞きすることで、人とのつながりや支え合いの大切さを実感しています。

この仕事は、人と接することが基本なので、出会った人たちからいろいろなことを学ぶことができます。仕事の能力だけではなく、人としても大きく成長できる仕事だと思いますよ！



地区ワーカー

松本 あかりさん

平成 31 年 4 月入職

生活支援課



「個別支援」といって、一人の相談ごとを受け止めて解決に導く福祉の相談援助活動があります。相談を断らず、相談者に寄り添い、伴走しながら課題の解決を目指しています。



ここに注目！ 障がい者や高齢者に関する相談の専門機関

1. 障がいのある方のための総合的・専門的な相談窓口

平成30年4月に、都城市障がい者（児）基幹相談支援センター※1が開設されました。これまでは、障がい福祉に関する相談には都城市福祉課や都城市社会福祉協議会などさまざまな窓口で対応していました。総合的・専門的な相談窓口としてセンターが開設され、関係機関と連携することで、より充実した相談支援体制の確立を図ることができるようになりました。



2. 地域包括支援センターの運営

都城市社会福祉協議会では、高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター※2」を都城市より受託運営しています。「地域包括支援センター」とは、主に地域の高齢者の相談窓口として、介護に関することや老後の暮らしに関する総合的な相談に幅広く対応しています。



※1 障がい者（児）基幹相談支援センターとは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行う機関です。

※2 地域包括支援センターとは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口であり、人口2～3万人の日常生活圏域（都城市の場合、各中学校区域）を1つの地域包括支援センターが担当しています。

職員の声

連携して仕事をしていくことがやりがいです



相談員

栗山 将平さん

平成 24 年 4 月入職

学生時代は工学部で電気工学を専攻し、卒業後は、関東で半導体関連の仕事に就いていました。福祉との関わりは正直無縁でしたが、「人と関わる仕事をしてみたい」と思い宮崎に帰ってくると同時に通信制大学で社会福祉士の取得を目標にしたことがはじまりです。

社協で働く上ではもちろん、相談したいと思ってこられた方に対応できる最新の知識や技術が必要になりますが、課題というのは決して一人の力では解決できるものではありません。

社協の仕事のやりがいは、本人・ご家族はもちろんの事、地域の住民の方々やその地区にある関係機関・行政などと連携しながら解決に取り組んでいけることです。そのような中で、たくさんの人と出会い色々なことを学ばせてもらえることが素晴らしいところです！



社協の仕事の先には皆さんの笑顔があります

「誰かの痛みに添えるような大人になりたい」という目標が福祉を志すきっかけとなりました。現在は、病気や障がいによって判断力が不十分な方の金銭管理のお手伝いや、さまざまな生活の相談に応じる権利擁護センターに所属し、対象者の自立した地域生活のお手伝いをしています。対人援助の仕事は、誰かの人生の登場人物になることだと思います。対象者のライフステージごとの成長や暮らしの変化に立ち会えることに、この仕事の魅力を感じています。

社協の仕事の先には、必ず地域住民ひとりひとりの暮らしや笑顔があります。わたしもこの街の一員として、この街に暮らしていて良かったと思ってもらえるよう、支え合いを推進していきたいと思っています。



相談員

宮島 多恵子さん

平成 29 年 4 月入職

在宅福祉課



日常生活に支援が必要な方や、介護が必要な方に「障がい福祉サービス」や「介護サービス」があります。デイサービスやホームヘルプサービスによって在宅での生活を継続できるよう支えています。



ここに注目！ 社協は介護保険事業^{※1}も行います

1. 新しくなった介護保険の拠点

令和元年11月に新装オープンした「しわちの里」をはじめ、山口、高城、山田にて通所介護事業^{※2}を行っています。社協が介護保険事業を行うことで、より地域と密着したサービスを提供することを目指しています。



※1 介護保険とは、加入者（40歳以上の国民）が保険料を支払い、介護が必要ときに認定を受けて、必要な介護サービスを利用する制度であり、介護保険で受けられるサービスは、大きく分けて施設サービスと居宅サービスがあります。

※2 通所介護事業とは、要介護状態にある利用者に対して、食事や入浴、排せつなどを支援するとともに、予防のための機能訓練などを行う施設です。通称「デイサービスセンター」といいます。

職員の声



介護職員

片平 ちどりさん

平成 26 年 2 月入職

「ありがとう」と言われることが嬉しいです

日常生活が不自由や困難になった方がいつまでも住み慣れた地域での生活を継続できるように、他職種と協力しながら身の回りの介護をおこなっています。

その中で、ご利用者様、家族の方からの「ありがとう」。と言われることで少し役に立てたかなと感じ、この仕事を続けることができている様に思います。



訪問介護員・サービス提供責任者

清水 のぶかさん

平成 29 年 4 月入職

安心して仕事をしています

おばあちゃんっ子の私は、幼いころから漠然と福祉の仕事に就きたいと思っていました。福祉系の学校を出て、さてどこで働こうかと思ったとき、施設ではなく利用者の一人一人が生き生きと生活されている在宅の支援に携わりたいと思い、訪問介護の仕事に就きました。

若い私が大丈夫かと不安もありましたが、お母さんやお姉さんのような先輩方に支えられ、自然と仕事を覚えることができました。そして今、子育てしながら「サービス提供責任者」として働いています。経験が足りない分は、若さと行動力でカバーしています！一人でも多くの利用者の笑顔のために頑張っています。



子育て応援課



子どもとは、過去からの授かりものであり、未来への預かりものです。幼児期の保育や教育は、未来の地域社会を託す人材育成の大事な第一歩。「遊び込む子ども像」を掲げ、子どもが自分の意思で遊び、育つ環境づくりに努めています。



ここに注目！ 「遊び」を通して育つ子どもたち

1. 3つの保育園・認定こども園※1は「遊び」を大事にします
子どもにとって遊びは一番大事なものと言って過言ではありません。乳幼児期は、生活の中で興味や欲求に基づいて自分で周りの環境に関わるという直接的な体験を通して、心身が大きく育っていく時期です。子どもは身近な人や物などあらゆる環境から刺激を受け、経験の中で色々なことを感じたり、新しい気付きを得たりします。子どもに多くの刺激と経験ができるように園庭整備を行い、子ども達が自由に思い切り体を動かして遊べるようにしています。



2. 地域の方との交流

園内での活動だけでなく、散歩をして地域の方と交流をすることもあります。地域からも保育園・こども園に関心を持ってもらえるようアプローチをしています。



※1 保育園は親の就業や、介護、病気など、保護者が保育できないという「保育を必要とする」状態の場合に、保護者に代わって保育を行う場であり、認定こども園は保護者の就労の有無にかかわらず子どもを預けることができ、保育、教育を一体的に行い、地域における子育て支援を行う施設です。

職員の声

保育士になる夢を叶えました



保育教諭

来住 瑞希さん

平成 31 年 4 月入職

幼い頃から「保育士になりたい!」という夢を持ち、現在はその夢を叶えて約 8 ヶ月が経ちました。

はじめは、楽しみな気持ちな反面、不安や緊張もありました。ですが、周りのあたたかいサポートもあり、徐々に慣れ、充実した生活を送っています。

子どもたちの笑顔に囲まれる保育者という仕事にとってもやりがいを感じています。時には、日々の保育で悩んだり、反省することもあります。自分の保育を見直す場もあり、前に進むことができます。

「子どもが大好き!」と思っているみなさんと働くことができる日を楽しみに待っています。一緒にがんばりましょう!



子どもの主体性を育むための保育を行っています

おおむたこども園に勤めて 4 年目になります。ここでは「子どもの主体性を育むこと」をモットーに子どもたち一人ひとりに合わせた支援や環境づくりなどを行っています。

はじめは、従来の保育とは違い戸惑う部分もありましたが、今では現場の保育や研修を通して「自分で体験して学ぶこと」の大切さを学び、子どもたちが自ら考えて行動できるような声かけや環境づくりに力を入れています。そして、保育以外でも身につくことがたくさんあります。

働くことで初めて体験することや学ぶことがたくさんあります。それは、必ず自分の糧になっています。最初はくじけることもあるかもしれませんが、しかし、人生は一度きりです。自分に合った職場を見つけて失敗を恐れずどんどんチャレンジしてください。そして、もしこの園に興味を持った方がいましたらぜひ遊びに来てください! いつでも歓迎します♪



保育教諭

岩元 奈々未さん

平成 28 年 4 月入職



点字図書館



縦3×横2の6つの点で表す“点字”※1をご存知ですか？視覚障がいのある方のコミュニケーションツールです。都城市点字図書館では、視覚障がいの情報提供施設として、点字図書や録音図書の製作・貸出の充実、点字データ・音声データのWeb配信など情報アクセシビリティの向上に取り組んでいます。



ここに注目！ 視覚障がい者のための専門図書館！

1. 「点訳」「音訳」って？

私たちが見ている文字を点字に訳すことを「点訳」、文字を音声化することを「音訳」といいます。点字図書館でこの「点訳」「音訳」の活動を支えているのがボランティアの方々です。点字図書館では、ボランティアの方と一緒に視覚障がい者の方のニーズに応じています。



2. 子どもたちにも点字とふれあう機会を！

小学校や中学校から依頼されて点字について説明する機会もありますが、毎年行っている「夏休み！ 点字図書館わくわく塾」では点字だけでなく、盲導犬※2や音訳についても学ぶことができ、視覚障がい者の方への理解を深めることができます。もちろん、大人の参加も可能ですので毎年多くの方にお越しいただいています。



※1 点字は、公共の施設やトイレ、エレベーターなどに表示されていたり、缶ビールなどのアルコール飲料には誤飲を防ぐために「おさけ」と表示されています。

※2 盲導犬は、目の見えない人、見えにくい人が行きたいときに行きたい場所へ出かけられるように、障害物を避けたり、段差や角を教えたり、安全に歩くためのお手伝いをします。

職員の声

視覚障がい者支援の専門家として やりがいのある毎日です



点字指導員

又木 勝人さん

平成5年4月入職

「点字図書館と出会えて本当に良かった！ 人生の楽しみができました。」
視覚障がい者の方々から、このようなお言葉をいただきます。

近年は、成人病、眼科系疾患等の病気や交通事故により、中高年で中途視覚障がい者となる方が多い状況です。

40歳～60歳代で、思いもよらず失明の宣告を受けられた方々は、人生を悲観し生きる気力を失ったり、引きこもったりするケースも多く、大きな社会問題となっております。

私たち点字図書館では、点字図書、録音図書の製作や貸出しはもちろんですが、点字読み書き教室や情報機器等の操作指導の開催、相談対応、コミュニケーションの場としてのサロンを開催することによって、当事者の社会参加の促進やQOLの向上を図っています。



人のつながりのありがたさを感じる職場です

私たち点字図書館では、視覚障がい者の方々から、読みたい本のご相談やリクエストをいただくと、ご希望に沿えるように点訳や音訳をしております。一つの図書を製作するためには、下読み、読みの調査、点訳や音訳、校正、修正、その確認と、地道で根気のいる作業の積み重ねが不可欠です。この活動を支えてくださっているのがボランティアの方々です。ボランティアの影のチカラなくしては、視覚障がい者の方々からのニーズに応えることはできません。

また、このような専門ボランティアを養成することも点字図書館の業務の一つです。そのためには、私自身も自己研鑽に努め、最新の情報をもとにした講習を行い、専門のスキルアップを図っていただけるように取り組んでいます。



音訳指導員

矢崎 三千代さん

平成8年5月入職

総務課



社協は、社会福祉法による社会福祉法人^{※1}ですので、法人運営に必要な理事会^{※2}などの業務があります。また、組織としての規則を作ったり、対外的に広報したり、事業を行うために必要となる資金の管理や出し入れなどいろんな仕事があります。



ここに注目！ 赤い羽根共同募金とPR活動！

1. 赤い羽根共同募金運動

毎年10月1日から全国一斉に始まる「赤い羽根共同募金」の事務局を担っています。募金活動の準備のほか、集まった募金を適切に団体へ助成するための事務などを行っています。

都城市で集まった募金は、7割が都城市のために使われ、令和元年度は総額13,234,829円を66団体へ助成しました。



2. LINE アカウントを活用した広報

無料通信アプリケーション「LINE」を活用した広報活動を行っています。また、メッセージの送信だけでなく、イメージキャラクター幸子のLINEスタンプも販売し、LINEスタンプを通して社会福祉協議会の周知を行っています。



※1 社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法にもとづいて設立されている法人です。公益性の高い非営利法人であり、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ公正に行う法人です。

※2 理事会とは、法人の機関であって、法人の業務執行の決定等を行うものです。

職員の声

支払業務を通して社協を知ることができます



事務職員（経理担当）

岡留 愛さん

平成 29 年 1 月入職

私は、経理係として、主に支払業務、利用料などの収入業務を担当しています。また、職員の研修等の出張がある場合、出張行程を確認して交通費等の旅費を計算します。その他事業に関する支払い等を行い、予算管理をしています。

働き始めた頃は、福祉の知識もなく仕事の仕組み、福祉用語も分からず、上司・先輩から指示を受けた業務内容をするだけで精一杯でした。今では自分で調べたり、周囲に教えていただけて理解を深めています。経理係の仕事はお金に関することなので緊張感もありますが、1日の収支が合致した時には安堵感を感じます。

また、各事業の職員と支払いなどを通して接することで様々なことを学ぶ機会にもなり、やりがいを感じています。



福祉を知らないからこそ挑戦してください！

私は、大学で社会福祉を学び、大学4年のときに社協という組織を知り、就職活動は社協に絞って行いました。現在は、広報関係の業務を行っています。

社協は、看板に「社会福祉」と入っているので、高齢者や障害者の介護を連想するかもしれませんが、実際は、地域の子どもから高齢者までを支える業務を幅広く行っています。私は広報を担当していますが、広報紙やホームページ、LINE アカウトを使った情報発信を行っており、他の自治体や社協の広報にもアンテナを張っているような情報を手に入れるように心がけています。このような業務は、社会福祉の専門知識よりも情報をうまく伝える力が必要になってくるので、「社会福祉について知らない」「介護は興味がない」と思っている方に、「どうやったら社会福祉協議会を周知できるだろう？」「何を言えば福祉に興味がない人にも関心を持ってもらえるだろう？」と日々奮闘しています。



事務職員（広報担当）

仙波 愛美さん

平成 29 年 4 月入職

都城市沿革

	全国的な動向	都城市の動向
昭和 27 年		都城市社会福祉協議会発足
昭和 45 年	高齢化率 7%超（高齢化社会）	
昭和 53 年		都城市社会福祉協議会法人認可
昭和 61 年		第 1 回都城市福祉まつり開催
平成元年	ゴールドプラン	
平成 4 年		志和池福祉センター受託運営開始
平成 5 年		厚生省より「ふれあいのまちづくり事業」指定 都城市社会福祉施設等連絡会、都城市地区福祉 推進委員会連絡協議会設立
平成 6 年	新ゴールドプラン・エンゼルプラン 高齢化率 14%超（高齢社会）	
平成 7 年	阪神・淡路大震災	地域リーダー養成塾開講
平成 8 年		都城市ボランティアセンター開設
平成 9 年		都城市社会福祉普及推進校連絡会設立
平成 10 年	長野オリンピック NPO 法成立	第 1 期地区社協モデル事業実施（祝吉地区・西 岳地区） 障害者生活支援センター開設
平成 11 年	地方分権一括法	地域福祉権利擁護事業 重度身体障害者等移動支援事業開始
平成 12 年	社会福祉法 介護保険制度スタート 改正成年後見制度施行 児童虐待防止法	都城市より受託して高齢者軽度生活援助事業 スタート
平成 13 年	厚生労働省（中央省庁再編）	第 2 期地区社協モデル事業実施（五十市地区・ 中郷地区）
平成 14 年	ホームレス自立支援法 待機児童ゼロ作戦	
平成 15 年	障害者支援費制度	都城市地域福祉計画策定
平成 16 年		第 10 回地域福祉実践研究セミナー開催
平成 17 年	個人情報保護法 障害者自立支援法 高齢者虐待防止法	ニッセイ財団高齢社会先駆的事業助成を受け て「共遊・共育・共生のまちづくり」事業スタ ート
平成 18 年		都城市 1 市 4 町合併 都城市内に地域包括支援センター 7 カ所開設
平成 19 年	高齢化率 21%超（超高齢社会）	認知症地域支援体制構築等推進事業実施
平成 20 年	新待機児童ゼロ作戦 米証券大手リーマンブラザーズ破綻	
平成 21 年	民主党、社民党、国民新党連立政権	第 1 回地域福祉実践研究九州セミナー開催

平成 22 年	口蹄疫発生	全国社会福祉協議会との人事交流
平成 23 年	新燃岳噴火 東日本大震災	新燃岳噴火に伴う災害ボランティアセンター 設置 都城市ファミリー・サポート・センター開設
平成 24 年	子ども子育て支援法 障害者虐待防止法	子ども子育て応援基金「みやこんじょ子どもスマイル助成金」スタート
平成 25 年	障害者総合支援法 社会保障と税の一体改革	
平成 26 年	医療介護総合確保推進法 消費税 8%へ	社協・生活支援まちづくり強化モデル事業実施
平成 27 年	生活困窮者自立支援法 社会福祉法改正	都城市生活自立相談センター開設
平成 28 年	マイナンバー制度運用開始 ニッポン一億総活躍プラン 熊本地震	第 3 次都城市地域福祉活動計画策定 日本福祉教育・ボランティア学習学会第 22 回 みやざき大会 in 都城
平成 29 年		1 人 1 地区担当制スタート 生活おたすけサービス 都城市介護保険生活体制整備事業
平成 30 年		都城市障がい者（児）基幹相談支援センター開設 地域力強化推進事業受託 多機関協働による包括的体制推進事業受託 都城市子どもの生活・学習支援事業
令和元年	働き方改革 消費税 10%へ	「経営改善計画 2019～考動する社協へ～」



採用情報

1 求める人材

- (1) 地域福祉に関する理解と創造力・企画力、実践力のある方
- (2) 広告、出版、広報ツール（WEBサイト、PCシステム、SNS等）等情報や経理・会計処理に長けた方
- (3) 地域おこし、まちづくりに興味のある方

2 募集職種・受験資格

一般事務職

3 受験資格要件

- (1) 学校教育法による高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院を卒業または令和2年3月までに卒業見込みの方

※学部・学科・専攻は問いません

※入職3年以内に福祉関係の資格取得を目指せる方（資格取得助成制度有）

- (2) 普通自動車免許（AT限定可）を取得している方または取得予定の方
- (3) パソコン（ワード、エクセル等）の基本操作ができる方

※受験資格は、上記要件を満たしていることが必要です。ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※障害のある方も受験できます。障害種別に応じて対応を考慮しますので、受験希望者は個別にご相談ください。

4 給与条件等

業務内容	勤務時間等	給与
社会福祉協議会における地域福祉業務、相談援助業務、総務・企画・経理業務等	①勤務時間 原則として、月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ※ただし、時間外・休日勤務有 ②休日 原則として、土・日曜日・祝日・年末年始	都城市社会福祉協議会給与規程に基づく

※参考：大学卒初任給170,100円（扶養・通勤・住居・退職・期末・勤勉手当・前歴加算あり）

※採用後、資格取得に係る助成制度があります。

※試用期間が適用されます。（下記参考資料参照）

【参考】都城市社会福祉協議会就業規則より

第7条 新たに職員として採用された者については、原則として採用の日から6箇月間を試用期間とする。ただし、協議会が適当と認めるときは、この期間を短縮し又は延長することがある。その場合はその旨当該職員宛て通知する。

- 2 試用期間中の勤務態度・適性・人物・技能・業務遂行能力等について協議会が不適格であると認める場合や、協議会の就業規則を守らず解雇事由や懲戒解雇事由に該当したときは第16条の手続きにより解雇する。ただし、採用後14日以内の者については即時に解雇できることとする。

社協概要

名 称	社会福祉法人都市社会福祉協議会
設立年月日	平成 18 年 1 月 5 日
法人認可	平成 17 年 9 月 29 日
所 在 地	【主たる事務所】〒885-0077 宮崎県都市松元町 4 街区 17 号 【従たる事務所】〒889-1802 都市山ノ口町花木 2667 番地 2 〒885-1202 都市高城町穂満坊 303 番地 2 〒889-4601 都市山田町山田 4319 番地 2 〒889-4505 都市高崎町大牟田 821 番地 3
役 員	【理 事】定数 10 名（うち会長 1 名、副会長 2 名、常務理事 1 名） 【監 事】定数 3 名 【評議員】定数 20 名

組織体制

課	係	業務内容
総 務 課	法人係 経理係 13 名	・法人運営 ・共同募金 ・総合社会福祉センター管理運営 ・福祉バス
地 域 福 祉 課	地域福祉係 ボランティアセンター 15 名	・地域力強化推進事業 ・地区社協 ・社会福祉施設等連絡会 ・ファミリーサポートセンター ・ボランティア市民活動 ・福祉教育（推進校連絡会）
生 活 支 援 課	基幹相談支援センター 権利擁護センター 生活自立相談センター 地域包括支援センター 34 名	・基幹相談支援センター ・日常生活自立支援事業 ・法人後見 ・生活自立相談センター ・多機関協働包括的支援体制構築事業 ・地域包括支援センター
在 宅 福 祉 課	居宅介護支援係 在宅介護係 志和池福祉センター 108 名	・居宅介護支援事業所 ・訪問介護事業所 ・訪問入浴介護事業所 ・通所介護事業所（志和池・山ノ口・山田）
点 字 図 書 館	6 名	・点字図書館 ・点訳音訳ボランティア養成
子 育 ち 応 援 課	谷頭こども園 おおむたこども園 縄瀬保育園 80 名	・谷頭認定こども園 ・谷頭児童館（放課後児童クラブ） ・おおむたこども園 ・縄瀬保育園
支所再編準備室	山ノ口支所 高城支所 山田支所 高崎支所 10 名	・支所
	総計 266 名	

◆研修委員会

本会では、研修委員会を設置し、階層別研修や専門研修を行っており、国内外の研修にも積極的に派遣しています。また、自己啓発（職員自主企画研修）への助成制度もあります。

社会福祉士等の資格取得の助成や、就学（大学、大学院、通信教育等）の支援も行っていますので、入職後の資格取得も可能です。



主事・主査を対象とした研修会

◆福利厚生

働く上での職場環境づくりや仕事へのモチベーションを高め、保つために福祉厚生を設けています。

○健康増進のために・・・

人間ドックの助成、インフルエンザ予防接種、メンタルヘルスなど

○余暇活動として・・・

クラブ・サークル活動、レクリエーション、スポーツジムやスイミングクラブの会費助成など



◆人事交流

平成 30 年度より、社協職員の育成や職場の活性化を図ることを目的とし、氷見市社会福祉協議会（富山県）との人事交流を実施しています。年間 3～4 名の職員を 1 週間程度派遣しています。

令和元年度からは、厚生労働省へ研修生として 1 名派遣しています。



平成 31 年 2 月に派遣された
宮島 多恵子さん（左・入職 3 年目）
及川 達也さん（右・入職 7 年目）

◆レクリエーション

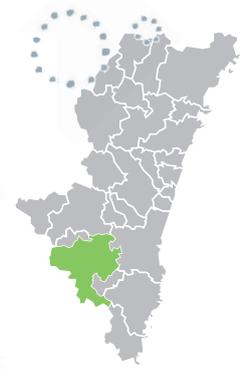
職場内の有志でマラソン大会に参加したり、毎年、都城市高崎町で行われるどろんこバレーに参加する人もおり、職場内外で職員同士の親睦を深めています。

レクリエーションによって、職場の横のコミュニケーションを活性化させ、職員同士の信頼関係の構築につながります。



都城市って こんなところ

・人口 160,999 人
（県内 2 位）
・総面積 653.36 km²
（県内 2 位）



1 いろんな日本一！

- ふるさと納税 日本一！
- 牛・豚・鶏の畜産産出額 日本一！
- 芋焼酎の売上げ 日本一！
- 弓の生産 日本一！

2 観光名所

- 関之尾の滝
- 母智丘公園
- 高千穂牧場
- 中心市街地中核施設 Mallmall



3 おいしい都城

- 都城牛
- 芋焼酎
- きなこ豚
- 地鶏
- ぎょうざの丸岡



4 宮崎県の豊かな生活

宮崎県は1世帯当たり年平均1ヶ月の収入は 42 位 / 47 都道府県（平成 25 年総務省統計局「家計調査年報」）ですが、物価指数は全国で最下位！つまり、**全国で一番物価が安い**ため、コストに見合った収支で豊かな生活を送ることができます。



都城市へのアクセス

◆高速道路を利用した場合

宮崎 IC ————— 約 1 時間 ————— 都城 IC
福岡 IC ————— 約 3 時間 10 分 ————— 都城 IC

◆電車を利用した場合

宮崎駅 ————— 約 50 分 ————— 都城駅
鹿児島中央駅 ————— 約 1 時間 15 分 ————— 都城駅

◆飛行機を利用した場合

宮崎空港 ————— 車で約 45 分 ————— 都城駅
鹿児島空港 ————— 車で約 45 分 ————— 都城駅



都城市社会福祉協議会 イメージキャラクター

さちこ

幸子

幸子は、おだやかで
心やさしく物知りな
女の子です。
みやこんじょボランティア
フェスティバル2017にて、
当時高校1年生の
学生により
考案されました!



都城の福祉のために一生懸命
はたらくため、たすきかばんをして
動きやすくなっています。
髪飾りのさくらは都城のマーク、
丸十字は都城島津、緑は
都城の茶や山々、ひもの青は
人々を広く受け入れる気持ちや空、
黄色のハートはあたたかな心を
表現しています。
幸子も福祉教育を
応援しています!

都城市社会福祉協議会
イメージキャラクター幸子

LINEスタンプ
好評発売中!



都城市社会福祉協議会

LINE スタンプショップまたは
LINE STORE にて検索!



都城市社会福祉協議会 リクルートパンフレット

編 集 社会福祉法人都城市社会福祉協議会地域福祉課

住 所 〒885-0077 都城市松元町4街区 17 号

tel 0986-25-2123 fax 0986-25-2103

<http://www.m-syakyo.or.jp/>

info@m-syakyo.or.jp

発行日 令和2年1月31日



地域と「つながる」
love



社会福祉法人 都城市社会福祉協議会

〒885-0077 宮崎県都城市松元町4街区17号
TEL : 0986-25-2123 / FAX : 0986-25-2103

事業所一覧 | 都城市社会福祉協議会

- 都城本所
☎ (0986) 25-2123
- 都城市ボランティアセンター
☎ (0986) 25-7318
- 都城市生活自立相談センター
☎ (0986) 46-5325
- 権利擁護センター
☎ (0986) 25-2123
- 多機関協働センター すくらむ
☎ (0986) 25-8349
- 都城市障がい者(児)基幹相談支援センター
☎ (0986) 26-0294
- 都城市点字図書館
☎ (0986) 26-1948
- 都城市ファミリー・サポート・センター
☎ (0986) 26-3810
- 都城市志和池福祉センター
しわちの里
- 志和池福祉センター
指定通所介護事業所
☎ (0986) 36-3111
- 指定居宅介護支援事業所
☎ (0986) 36-8112
- 山之口支所
- 山之口指定通所介護事業所
☎ (0986) 57-4577
- 高城支所
☎ (0986) 58-3279
- 指定訪問介護事業所
- 指定障害福祉サービス事業所
☎ (0986) 36-8102
- 指定訪問入浴介護事業所
☎ (0986) 36-8110
- 山田支所
- 山田指定通所介護事業所
☎ (0986) 64-2200
- 高崎支所
☎ (0986) 62-1216
- 山之口・高城地区
地域包括支援センター
☎ (0986) 29-1682
- 山田・高崎地区
地域包括支援センター
☎ (0986) 45-8411
- 谷頭こども園
☎ (0986) 64-1051
- おおむたこども園
☎ (0986) 62-1989
- 縄瀬保育園
☎ (0986) 62-3772

